

(素案)

岐阜県有機農業推進計画

岐阜県

<目次>

I	はじめに	1
1	地球環境をめぐる課題と動き	1
2	これまでの岐阜県における取組み	2
3	計画策定の趣旨	4
II	本計画の位置づけと計画期間	5
1	計画の位置づけ	
2	計画期間	
3	有機農業の定義	
III	岐阜県の有機農業の目指す姿	6
1	計画の目指す姿	
2	推進目標	
IV	有機農業の推進施策	8
1	有機農業に参入・転換しやすい体制の整備	8
2	地域の気候や特性を活かした多様な有機農業の展開	11
3	幅広い販路に合わせた流通システムの構築	15
4	消費者への理解促進のための仕組みづくり	17
V	各主体に期待される役割	19
	用語解説（本文中の※印）	20

I はじめに

1 地球環境をめぐる課題と動き

地球環境は、経済活動の急激な拡大により、森林破壊や生物多様性の損失、気候変動などで地球の回復力が低下しており、プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）（※1）に近づき、多岐にわたる分野で不可逆的な影響を生じる可能性が指摘されています。食料システムにおいても、気候変動や自然災害など、多様な社会的課題について、NbS（Nature-based Solutions：自然を基盤とした解決策）（※2）の観点から、自然が持つ機能を利用して解決する取り組みが必要とされています。

こうした中、欧州委員会（※3）が持続可能な食料システムを目指して掲げた「Farm to Fork 戦略（※4）」では、2030年までに高リスクな化学合成農薬の使用量を半分に削減するなどの目標を設定しています。我が国においても、2021年5月に「みどりの食料システム戦略（※5）」が策定され、2050年までに有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大するなどの目標を掲げています。

こうした気候変動の影響は遠い世界の話ではなく、目に見える形で身近なところにも現れ始めています。

近年、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの増加により平均気温が上昇し続けており、温暖化に伴い局所的な豪雨や異常高温による気象災害が激甚化しています。

農業生産においても、高温の影響による米の「白未熟粒」やほうれんそうの葉の黄化などが発生し収量や品質の低下を招いており、気候変動が大きな影響を及ぼしています。

今後、地球温暖化が更に進行すると、柿の着色不良などの品質低下や病害虫の多発、作物の作付け適地の移動など県内の農業生産に深刻な影響が出ることで懸念されています。

こうした中、有機農業を始めとする環境保全型農業の取り組みが、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、健全な土壌環境の維持等により農業の自然循環機能を増進する有機農業の取り組みの重要性がより一層高まっています。

2 これまでの岐阜県における取組み

本県における、これまでの環境保全型農業の推進の取組みとして、化学的に合成された肥料及び農薬の削減を推進する「ぎふクリーン農業」や「環境保全型農業直接支払交付金」の取組み支援、有機JAS認証の取得に向けた指導体制の整備を行ってきました。

(1) 「ぎふクリーン農業」における取組み

平成7年に「ぎふクリーン農業推進基本方針（※6）」を定め、化学肥料、化学合成農薬を30%以上削減する栽培を推進してきました。平成11年からロゴマーク表示制度を開始して、本取組みや農産物の認知度向上を推進した結果、県内耕地面積の約3分の1まで拡大しました。

ぎふクリーン農業の推進により、県内における環境保全型農業の拡大・定着に向けて着実な成果を上げることができましたが、持続可能な農業生産をさらに推進していくため、ぎふクリーン農業表示制度については、令和5年度をもって廃止することとし、令和2年11月に新たに創設した「ぎふ清流GAP評価制度」において、ぎふクリーン農業で培ってきた食品安全、環境保全の理念を引き継ぎ、さらに労働安全、農場経営管理、人権保護に取り組むことで持続可能な農業の実現を目指します。

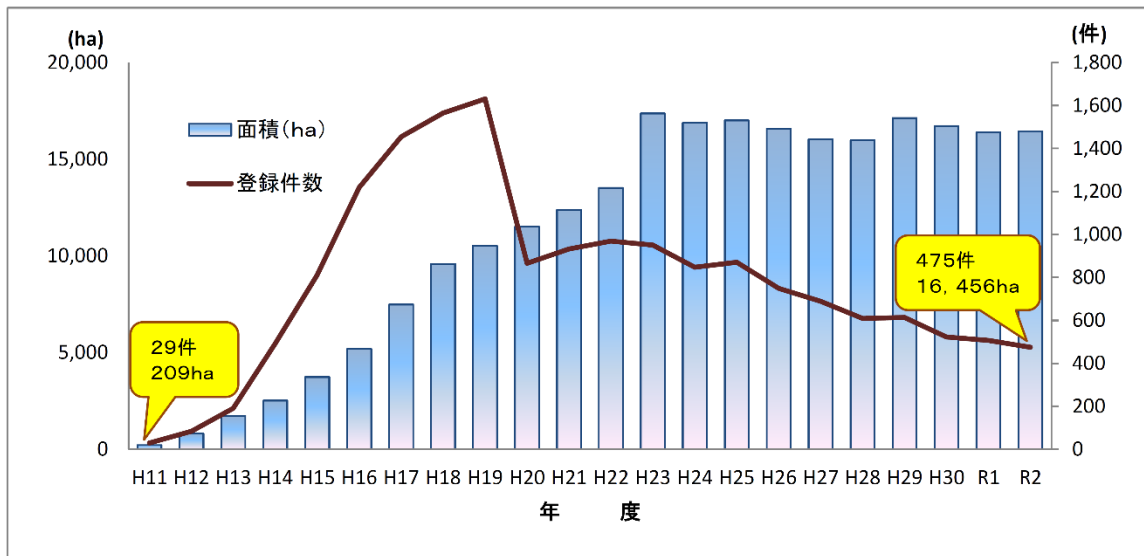
○ぎふクリーン農業登録状況

- ・登録件数 475件（R2実績）
- ・登録面積 16,456ha

*上記のうち、化学肥料・化学合成農薬の不使用区分は42件、32ha

○取組の成果

- ・化学肥料出荷量 $\Delta 58\%$ （R1/H6比）
- ・化学合成農薬出荷量 $\Delta 69\%$ （R1/H6比）



(2) 環境保全型農業直接支払制度の推進

環境保全型農業直接支払制度（※7）では、化学肥料や化学合成農薬を50%以上削減する取組みに加え、温暖化防止などの営農活動に取り組む生産者を支援しています。

令和2年度は6団体（33ha）で有機農業に取り組まれています。

(3) 有機JAS認証

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下、「JAS法」という。）」に基づく有機農産物（※8）の認証事業者は、平成27年度13件（18ha）から令和2年度23件（24ha）と近年緩やかに増加しています。

県内における有機農業の主な取組者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有機JAS認証事業者数 ^{注1}	13	14	16	17	20	23
ぎふクリーン農業における化学肥料、農薬の不使用件数 ^{注2}	52	55	50	51	50	42
環境保全型農業直接支払制度における有機農業の実施団体数 ^{注3}	5	5	6	6	6	6
計	70	74	72	74	76	71

県内における有機農業の主な取組の面積推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有機 J A S 認証の取組面積 ^{注1}	17	18	19	20	21	24
ぎふクリーン農業における化学肥料、農薬の不使用面積 ^{注2}	45	45	45	43	43	32
環境保全型農業直接支払制度における有機農業の取組み面積 ^{注3}	22	24	34	34	34	33
計	84	87	98	97	98	89

注1 農林水産省食料産業局食品製造課調べ

注2 岐阜県調べ（ぎふクリーン農業表示制度登録件数のうち、化学肥料、化学合成農薬を使用しない栽培の登録件数（3割削減、5割削減登録区分の不使用件数を含む））

注3 岐阜県調べ（令和2年度からは国際水準の有機農業の取組みとなる）

3 計画策定の趣旨

地球規模の気候変動が起きている中、持続可能な農業の実現に向けて、有機農業等の環境保全型農業を推進し、物質循環の健全化を図り、農業分野における環境への負荷を低減する必要があります。

さらに、健全な土壌環境を持続的に維持し、そこで生産される農産物に対する安全性と品質面における信用を向上させていかなければなりません。

岐阜県では、これまで「ぎふクリーン農業推進基本方針」において、有機農業を環境保全型農業の一形態として位置づけ、環境と調和した農業生産の取組みを推進するとともに、「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下、「有機農業推進法」という。）」に基づき、「岐阜県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進に取り組んできました。

さらに、令和2年11月に創設した「ぎふ清流GAP評価制度（※9）」の評価項目の中に、化学合成農薬や化学肥料の不使用区分を設けるなど、持続可能な農業生産の実現に向けた取組みを評価し、表示できる仕組みづくりを進めています。

令和2年4月、有機農業推進法に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」が改定され、2030年（令和12年）までの新たな有機農業の推進及び普及の目標が掲げられました。

こうした状況を踏まえ、本県においては、ぎふクリーン農業の取組み成果を活かしつつ、有機農業の一層の推進を図るため、有機農業の発展に資する施策を総合的に講じるための新たな岐阜県有機農業推進計画を策定します。

II 本計画の位置づけと計画期間

1 計画の位置づけ

本計画は、「有機農業の推進に関する法律（法律第 112 号）」の第 7 条に規定する推進計画に位置づけられるもので、同法律第 6 条に掲げる「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即し、本県の有機農業の目指す姿と推進方向等を定め、有機農業の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

2 計画期間

計画期間は、令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間とします。

なお、情勢の変化に的確に対応するため、令和 7 年度を目途に中間評価を行うとともに、必要に応じて推進計画の見直しをします。

3 有機農業の定義

本計画において「有機農業」とは、有機農業推進法に規定する、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とします。

また、有機農産物とは、有機農業により生産された農産物とします。

Ⅲ 岐阜県の有機農業の目指す姿

1 計画の目指す姿

有機農業の生産・流通・販売から消費拡大までの好循環を形成

- (1) 農業者が有機農業に参入・転換しやすい体制の整備
 - ・県、市町村、JA等によるプロジェクトチームを地域ごとに設置し、有機農業の推進体制を整備します。
 - ・有機農業指導員や有機農業アドバイザーによる相談対応及び研修の受入を実施します。

- (2) 地域の気候や特性を活かした多様な有機農業の展開
 - ・減農薬、減化学肥料に資する栽培技術の開発及び生産現場への段階的な導入を進めます。
 - ・主要作物のほか特産品や伝統野菜など、付加価値が高く、特色のある作物において、地域の気候や特性に合った多様な有機農業を展開します。
 - ・オーガニックビレッジづくり(※10)や有機農業の面的拡大を推進します。

- (3) 幅広い販路に合わせた流通システムの構築
 - ・有機農業者の交流促進によるネットワーク化と共同集出荷による地域内流通を促進します。
 - ・ふるさと納税やECモールなど多様な販売チャンネルを開拓します。
 - ・販路に合わせた新たな流通システムを構築します。

- (4) 消費者への理解促進のための仕組みづくり
 - ・地球環境が健康であれば人の健康につながるというワンヘルスの考え方をういた環境問題への意識を醸成します。
 - ・ぎふ清流GAPパートナー(※11)と連携した農産物フェアを開催します。

2 推進目標

本計画に基づき有機農業の拡大に向けた総合的な施策を展開することにより、目標年度(令和12年度)までに有機農業の取組面積を現状(令和2年度)の2倍に拡大する目標を設定します。

この目標の実現に向けて、有機農業に取り組む個々の農業者の経営規模を一律に拡大することは容易ではないことを踏まえ、有機農業に取り組む農業者の確保が不可欠であることから有機農業の取組件数の目標を設定します。

また、有機農業指導員を毎年5名程度育成します。

指 標 名	現状（R 2年）	目標（R12年）
① 有機農業の取組面積	97ha	190ha
② 有機農業の取組件数（個人、団体）	115 件	170 件
③ 有機農業指導員数（累計）	2 人	50 人

注) ①、②の現状（R 2年）は農産園芸課調べ。

IV 有機農業の推進施策

県は、有機農業に関する生産、流通販売・消費両面にわたる以下の施策を、有機農業者、関係団体等と連携しながら総合的に展開します。

有機農業の取組拡大により農業・農村地域における国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」（※12）の達成に寄与します。

<関連するSDGsの項目>



1 有機農業に参入・転換しやすい体制の整備

（課題）

有機農業に参入・転換しやすい体制を整備する上で、有機農業に関する知識の習得や、技術指導を各地域で受けられる環境を整えていくことが課題となっており、有機農業指導員の育成や、先進的な有機農業者と連携した研修の開催などが求められています。

（1）推進体制の整備

○県段階の取組み

県関係課、研究機関、JAグループ等を構成員とする**岐阜県有機農業推進会議**を設置し、関係機関連携のもと、有機栽培技術に係る研究課題や有機農産物の生産、流通販売、消費の拡大のための推進施策について検討します。

○地域段階の取組み

県農林事務所に、県、市町村、JA、有機農業者等を構成員とする**有機農業推進プロジェクトチーム**を設置し、関係機関の連携のもと、地域における有機農業の実態把握、推進上の課題抽出と解決策の検討、有機農業の営農モデルづくり等の活動を展開します。

○有機農業指導員の育成

普及指導員やJA営農指導員等を対象に、有機農業に関する専門的な知識や技術を習得することができる研修を実施し、農業者への指導・助言を行う**有機農業指導員**（※13）を育成します。

<プロジェクトチーム構成と役割>

構 成 員	役 割
県	事務局、事業推進、技術指導
市町村	関係機関との連携、住居・農地斡旋
J A	資材供給、流通販売支援
有機農業者	有機農業の実践

(2) 有機農業者の育成と就農支援

○相談窓口の設置

有機農業推進プロジェクトチームが地域の有機農業に関する相談窓口となり、有機農業への参入・転換を支援します。

○有機農業アドバイザーの設置

各地域で有機農業に参入・転換する農業者の相談対応や研修受け入れを行うサポート人材として先進的な有機農業者を「岐阜県有機農業アドバイザー」として登録する制度を創設します。

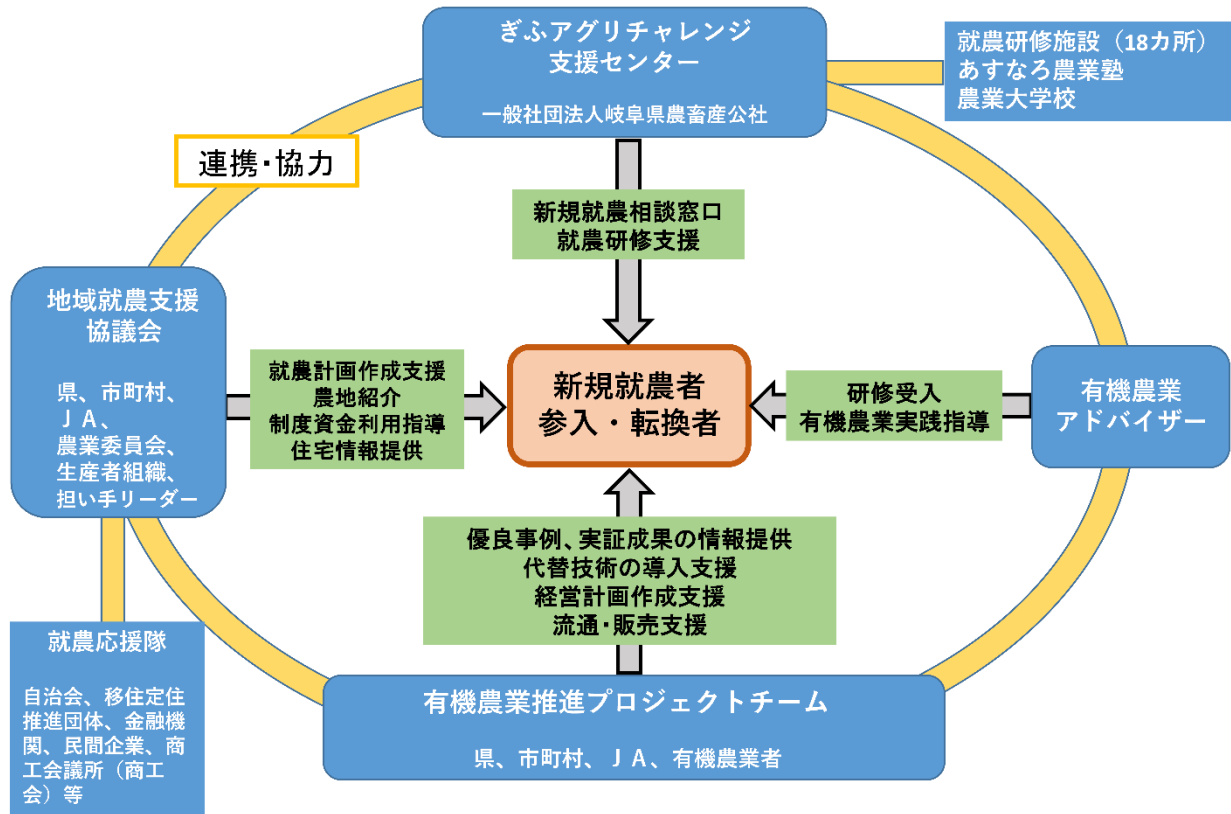
○有機農業の新規就農支援

有機農業を志向する就農希望者が円滑に就農できるよう、有機農業推進プロジェクトチームが、就農相談から営農定着まで一貫して支援を行うワンストップ農業支援窓口として設置されている「ぎふアグリチャレンジ支援センター」や、生産者やJ A、市町村、県等関係機関が一体となって地域での新規就農者へのサポートを行う「地域就農支援協議会」、有機農業アドバイザー等と連携し、就農希望者への相談から就農に至るまでの支援を行います。

○有機農業者育成に向けた教育の充実

県内の農業大学校や農業高校において、有機農業に関する講義等を実施します。

有機農業への参入・転換や新規就農に対する支援体制



2 地域の気候や特性を活かした多様な有機農業の展開

(課題)

有機農業は、雑草管理や病害虫対策など慣行栽培と比べて多くの労力を要し、収量や品質の安定化に向けては高度な技術と知識や経験が必要となるため、慣行栽培から切り替える上では段階的な推進が必要となっています。

一方、有機農法や販路については個々の農家が独自に確立してきたものが多く、多様な有機農業の展開を踏まえた推進が必要です。

(1) 実態調査の実施

○有機農業に関する各種調査の実施

県内の有機農業の生産状況や有機農産物の流通販売状況、消費者の有機農産物購入への意識等を把握するための調査を行い、有機農業に関する実態と課題を把握し、施策の検討に活用します。

(2) 環境保全型農業（※14）の段階的な推進

ア. 化学肥料・化学合成農薬の削減に向けた取組みの促進

○適切な施肥管理や化学肥料削減の取組みの推進

土壌診断や生育診断に基づく施肥設計により、過剰施肥の抑制など施肥の適正管理を推進します。

化学肥料の削減に向けては、低成分肥料や有機質肥料、緑肥作物などの代替資材等の利用を進めるとともに、全面施肥から農作物の根域のみへの局所施肥技術の導入を促進します。

○土づくりと良質な堆肥の活用促進

土づくりや化学肥料の削減のため家畜ふん堆肥等の有機質資源の利活用が促進されるよう、畜産農家等による良質な堆肥の生産や耕種農家の施肥設計などの支援、地域内の関係者による耕畜連携体制の構築を促進します。

県内に遍在する堆肥の需要と供給の不均衡を洗い出し、より堆肥を活用しやすい環境を整備するため、**広域流通体制づくりや堆肥のペレット化を推進**します。

このような堆肥等の利用に必要な機械・施設の導入・整備を支援します。

また、木質由来の新たな資材の開発動向を見据えつつ、森林資源を有効活用した取組みについても検討します。

○総合的病害虫・雑草管理（I P M）（※15）の普及

病害虫や雑草の防除において、これまでの化学合成農薬を中心とする防除から、環境負荷の少ない農薬の選択や天敵の利用、抵抗性品種の導入、防虫ネットなどの利用可能な防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）について経済性を考慮しつつ総合的に講ずることで、農薬による環境への影響を低減しつつ、病害虫や雑草の発生を抑える総合的病害虫・雑草管理（I P M）の手法を普及します。

イ. 化学肥料・化学合成農薬の代替技術の段階的な普及

○新技術の実証・普及

試験研究機関、関係機関、有機農業者及び民間団体等と連携・協力した耐病性・耐候性品種や代替技術の導入実証や地域での研修、情報提供等を通じ、研究開発の成果の普及を行います。

○栽培暦の見直し

ぎふクリーン農業の取組みにより各地域で策定し普及している現行の栽培暦の見直しを行い、更なる化学肥料・化学合成農薬低減に向け、代替技術として堆肥の施用や防虫ネット、生物農薬、病害虫耐性や耐候性品種などの導入やI P Mを取り入れた栽培暦を作成します。

栽培暦の見直しにより、化学肥料及び化学合成農薬の段階的な削減を進めて、環境負荷の低減を図ります。

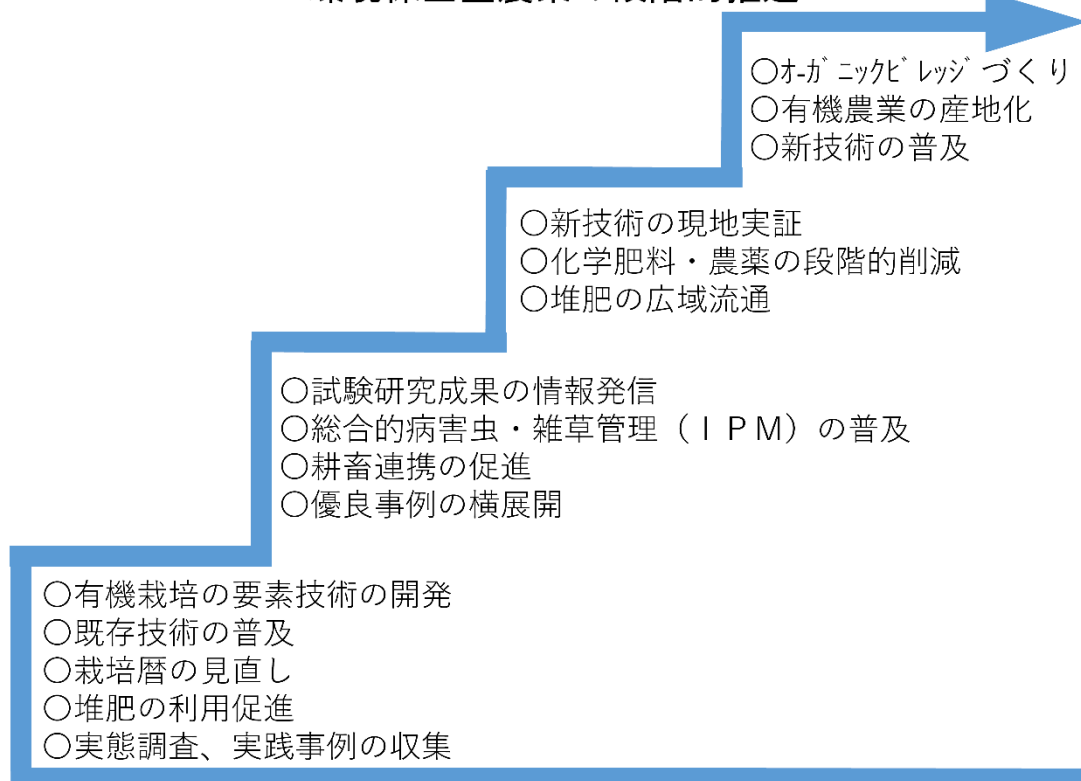
○技術研修会の開催

環境負荷の更なる低減に向けて見直された栽培暦の普及や有機農業に関する知識や技術を習得する研修会を開催します。

○G A Pの取組み拡大

農業生産工程に潜む環境負荷に係るリスクを評価し、リスクを低減するための適切な土壌管理や作物保護管理などを実践するG A Pの取組みを拡大します。

環境保全型農業の段階的推進



（3）有機農業の安定生産に向けた技術の開発

○有機栽培の要素技術の開発と体系化

地力窒素や堆肥養分を踏まえた施肥設計、有機JAS適合農薬や天敵などの減農薬技術や土壌消毒への低リスク農薬の使用など、**有機栽培の要素技術の開発と体系化に向けた試験研究**に取り組みます。

（4）有機農業事例集の作成等による技術情報の発信

○優良な実践事例の横展開

有機農業推進プロジェクトチームが設置する実証ほの成果をはじめ、県内外における**有機農業の優良事例**を収集し、**営農モデル**として情報発信します。

○研究開発成果の情報発信

試験研究により開発された技術を分かりやすく解説するマニュアルの作成等により**新技術の導入**を支援します。

(5) 有機農業の産地化

○地域に適した作物での取組みの推進

主要作物のほか特産品や伝統野菜などの付加価値が高く特色のある作物など、地域の気候や特性に合った品目を選定し、有機農業の拡大に取り組みます。

(6) 持続可能な農業の実現

○オーガニックビレッジづくり

各地域における有機農業者のネットワークづくりや、特産品や伝統野菜など特色ある農産物の有機栽培、流通システムの構築、加工品開発など**地域ぐるみ**で取り組むオーガニックビレッジづくりを支援します。

○農業機械の導入等初期投資への支援

有機農業を実践するにあたって必要な機械等の導入を支援するとともに、機械の共同利用やリース導入など、地域内で効率的、効果的に機械を活用できる体制づくりを支援します。

また、有機農業に係る経費の負担を軽減するため、環境保全型農業直接支払制度等の各種支援制度を周知し、活用を進めます。

○面的拡大に向けた支援

有機農業推進プロジェクトチームが農地中間管理機構等の関係機関と連携し、有機農業の実践に適した**農地の確保や団地化、地域内の農地利用調整等**、**有機農業を实践しやすい条件整備**に向けた取組みを支援します。

3 幅広い販路に合わせた流通システムの構築

(課題)

本県の有機農業は生産規模が小さく、点在していることから、有機農業者のグループ化による物量の確保と、販路の開拓が課題となっています。

そのため、有機農業者が共同して集出荷が行える仕組みづくりや、有機農産物の価値が伝わる売り場づくりを推進する必要があります。

(1) 有機農業者のグループ化支援

○有機農業者のネットワーク化

有機農業者が栽培技術の向上や、販路の開拓等に必要な情報を得るための交流会等を開催し、有機農業者のネットワーク化を支援します。

有機農業者のネットワークを活用し、有機農産物の共同生産、共同販売を行うための有機農業者のグループ化に向けた取組みを支援します。

(2) 地域内流通の促進

○生産、販売、消費までの好循環形成

地域内の有機農業者、学校給食関係者、道の駅・直売所、J A、小売業者、飲食業者等による話し合いの場づくりを進めることで関係者の相互理解を促進します。

さらに、有機農産物の共同集出荷の仕組みづくりや学校給食での利用拡大をはかり、地産地消を推進します。

また、ぎふ清流GAPパートナー企業との連携によるフェアの開催など有機農産物の流通販売の拡大の取組みを支援します。

(3) 販路の多様化に対応した流通システム

○新たな販売チャンネルの開拓

大都市圏や専門店等でのテスト販売や、ふるさと納税、ECモール(※16)等を活用したインターネット販売などの取組みを支援します。

また、有機農業者の商談会への出展など新たな販売チャンネルの開拓に向けた取組みを支援します。

○流通・販売事業者の理解促進

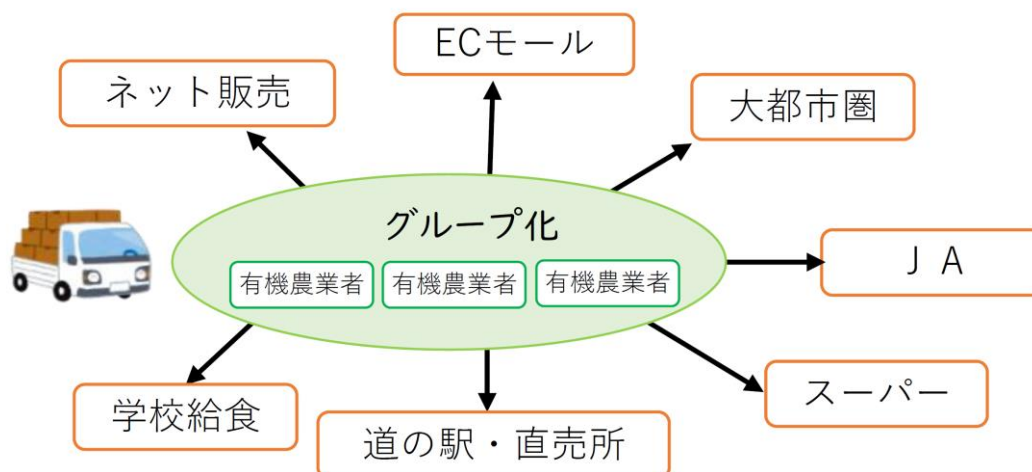
流通・加工・販売に関わる事業者と有機農業者等との意見交換の場を設け、関係構築を通じて相互理解を促進します。

卸売市場、小売店、インショップや直売所等の**多様な売り場が確保・拡大**されるよう取組みます。

また、小売店や直売所において、環境に配慮して生産された**有機農産物の価値が消費者に伝わる売り場づくり**を促進します。

○販路に合わせた流通システムの構築

J Aや運送業者等と連携し、有機農業者と販売業者のニーズ等に応じた**効率的な配送方法等**を検討するなど、**新たな物流の仕組みづくり**を推進します。



4 消費者への理解促進のための仕組みづくり

(課題)

有機農業や有機農産物に関する消費者の認知度が低いことから、有機農業推進の背景となる環境問題も含め、消費者の理解を促進させる必要がある。

消費者行動は、商品の所有に価値を見出す「モノ消費」から、体験や経験に価値を見出す「コト消費」に変容し、さらには環境に配慮した「エシカル消費」へと変わりつつあり、こうした消費行動を拡大し、環境に配慮した有機農産物の消費につなげる必要がある。

(1) 地球環境問題と有機農業への理解の深化

○消費者に対する啓発

地球環境が健康であれば人の健康につながるという「ワンヘルス(※17)」の考え方をを用いて、消費者の地球環境問題への意識を醸成します。

有機農業への関心が高い料理人やインフルエンサー等にアンバサダーとして協力をいただき、有機農産物の売り場やレストラン等における消費者への啓発活動を行います。

また、子育て世代への有機農業に関するセミナーや、幼・保育園や小中学校での食農教育の開催等を通じて、有機農業が有する自然循環機能の増進や環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の様々な機能について理解を深め、エシカル消費(※18)への行動変容による有機農産物の消費拡大を図ります。

○生産者と消費者との交流促進

有機農業の農場見学会や体験学習など有機農業者と消費者の相互理解を深める交流活動を支援します。

(2) 県認証の仕組みづくり

○ぎふ清流GAPを活用した仕組みづくり

「ぎふ清流GAP評価制度」の「栽培期間中の化学肥料、化学合成農薬不使用区分」によるロゴマーク表示等、消費者に分かりやすい有機農産物の認証及び表示の仕組みを検討します。

(3) 有機農産物の消費拡大

○消費者への情報発信

ぎふ清流GAPパートナーと連携した有機農産物の販売フェアや産地見学

会等の開催、インターネット、マスメディア、体験イベント等を活用して、S
DG s や健康志向に即したPRなど消費者への情報発信を行います。

V 各主体に期待される役割

本計画の取組みにおいて、各関係団体等には以下の役割が期待されます。

1 農業者

地域の実情を踏まえ、代替技術の導入等により、環境保全型農業への取組みを段階的に推進することで、有機農業への理解促進と、有機農産物の安定生産・供給体制の構築が期待されます。

2 流通業者（流通・販売業者）

生産者と消費者をつなぐ架け橋となり、産地の取組みを消費者につなぐことで理解促進と消費拡大を図り、また産地に対しては消費者ニーズを的確に伝えることでマーケットインの生産につながることを期待されます。

3 消費者

環境問題への関心の高まりから、有機農業への理解が深まり、有機農産物のエシカル消費が促進されることが期待されます。

4 行政（県、市町村）

有機農業推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、生産者、流通業者、消費者等との連携を強化します。

用語解説

1	プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)	・人類が安全に活動できる範囲を科学的に定義し、定量化した概念。2009年ストックホルム・レジリエンス・センター所長のヨハン・ロックストローム博士が提唱。地球の安定性とレジリエンス(回復力)を維持する上で最も重要な9つのシステムについて、具体的な限界値を設定し評価を行っている。
2	N b S	・Nature-based Solutions(自然を基盤とした解決策)の略称で、社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然及び人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動のこと。
3	欧州委員会	・EU(ヨーロッパ連合)の行政執行機関。EUの主要機関の中で唯一、新規法案を策定する権限を持つ。法案の提出、政策の遂行・運営を行うほか、EU理事会と欧州議会と協力して、予算案を提案する。
4	Farm to Fork 戦略	・農場から食卓までという意味を持ち、農家・企業・消費者・自然環境が一体となり、共に公平で健康な食料システムを構築するため、2020年に欧州委員会が掲げた戦略で、2030年までに高リスクな化学合成農薬の使用量を半分に削減する目標などが掲げられている。
5	みどりの食料システム戦略	・生産・加工・流通・消費に至るサプライチェーン全体で、環境負荷低減に向けた革新的な技術・生産体系の開発と実装などを推進することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す政府方針。2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大する目標などが掲げられている。
6	ぎふクリーン農業推進基本方針	・有機物等を有効に活用した土づくりと、環境への負荷の大きい化学合成農薬、化学肥料等生産資材の効率的な使用と節減を基本として、生産性と調和した実践可能な環境にやさしい農業を推進するため、平成7年3月に定めた方針。 ・ぎふクリーン農業表示制度は、令和5年度末で廃止。
7	環境保全型農業直接支払制度	・化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者の組織する団体等に対し、取組面積に応じ、交付金が支払われる制度。平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払の一つとして実施。
8	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	・日本農林規格(JAS規格)による検査に合格した製品にJASマークをつけることを認める「JAS規格制度」に関する法律であり、規格、検査基準等を定めている。

9	ぎふ清流GAP 評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ・GAPとは、Good Agricultural Practiceの略。 ・安全・安心で信頼のある農林産物を生産するために、「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」について農業者が守るべきルールを定め、農林産物の生産工程を評価する制度。令和2年11月から運用を開始。
10	オーガニックビ レッジ	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村。
11	ぎふ清流GAP パートナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎふ清流GAP農産物を取り扱う意向を有している、県の登録を受けた企業・団体（製造業、卸売・仲卸・小売・飲食業、サービス業、消費者グループ、その他団体等）のこと。
12	SDGs	<ul style="list-style-type: none"> ・Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。
13	有機農業指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県、民間団体が実施する有機農業に関する専門的な知識や技術を習得することができる研修を受講し、農業者に対して栽培技術や経営改善等の指導、助言を行う者。
14	環境保全型農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業
15	総合的病虫害 雑草管理（IP M）	<ul style="list-style-type: none"> ・Integrated Pest Managementの略称。病虫害や雑草の防除において、輪作や抵抗性品種の導入などの予防的措置の実施、病虫害の観察による防除要否の判断に基づいて利用可能な防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）の経済性を考慮しつつ総合的に講じることで、農薬による環境への影響を低減しつつ、病虫害や雑草の発生を抑える総合的病虫害・雑草管理のこと。
16	ECモール	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のオンラインショップが一ヶ所に集まり、ひとつのECサイトを通じて、オンライン上に多数のショップが出店するショッピングモールのこと。
17	ワンヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ・人と動物の健康と環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのもの＝ワンヘルスとみなし、これを守っていこうとする考え方のこと。
18	エシカル消費	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

< 参考資料 >

有機農産物の生産・流通・消費の好循環

< 地球問題をめぐる問題 >

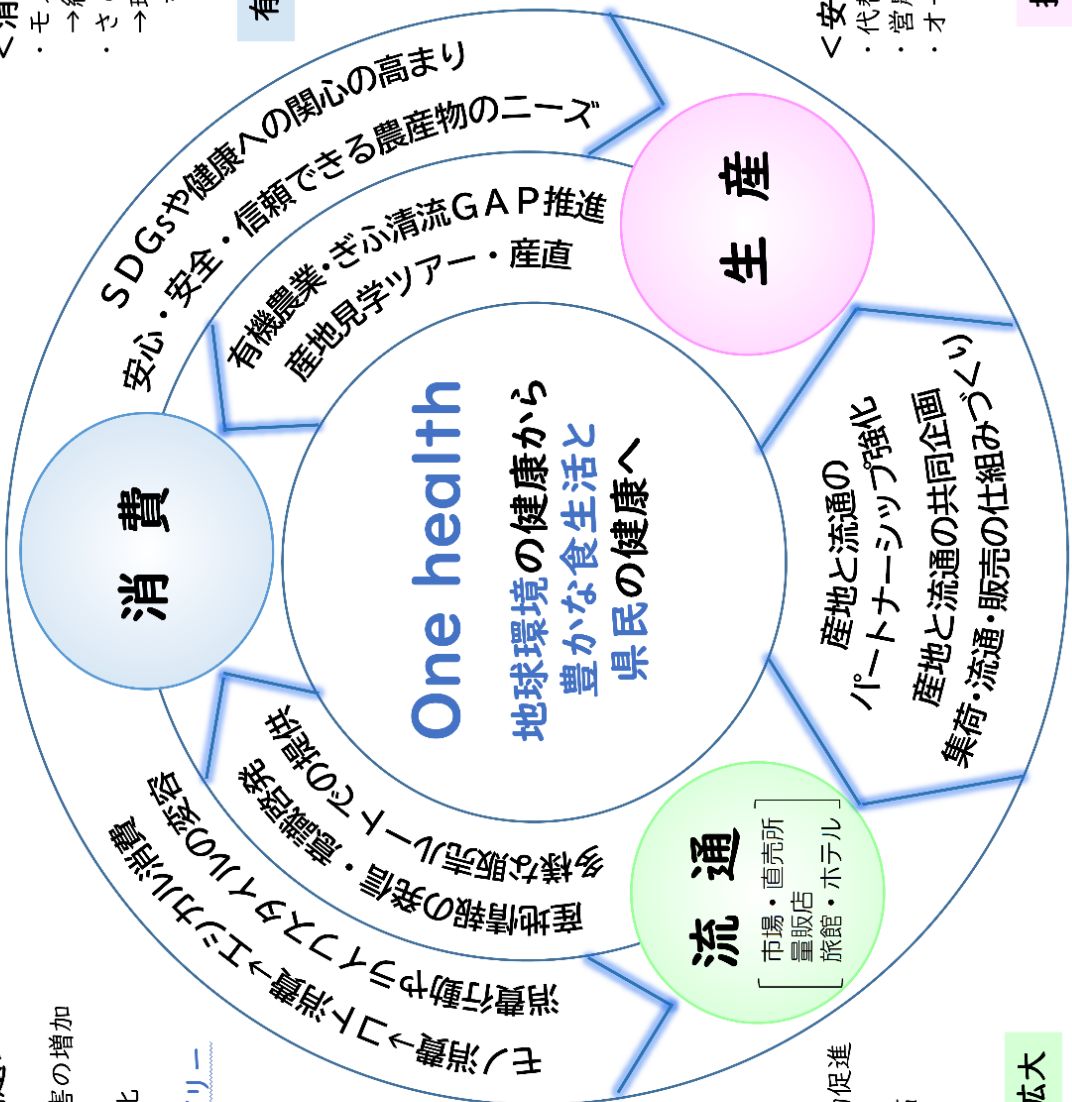
- 人類活動の影響
- ・ 気候変動、自然災害の増加
 - ・ 生物多様性の喪失
 - ・ 森林の喪失、砂漠化
 - ・ 窒素汚染
- プラネタリー・バウンダリー

環境負荷の低減

< 消費者の行動変容 >

- ・ モノ消費からコト消費へ
→ 経験や体験を価値に
- ・ さらにエシカル消費へ
→ 環境に配慮した有機農産物を積極的に選択

有機農産物の消費拡大



< 安定供給 >

- ・ GAP パートナー活動促進
- ・ 消費者への情報発信
- ・ 販売チャネルの開拓

有機農産物の取扱拡大

< 安定生産 >

- ・ 代替技術の段階的推進
- ・ 営農モデルマニキュアル化、普及
- ・ オーガニックビレジットづくり

持続可能な農業の実現

有機農業推進ロードマップイメージ

